

学校給食法の改正について

学校給食を活用した食に関する指導の充実

1. 法の目的として、「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、食育の観点から、学校給食の目標に、食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解、食を通じた生命・自然を尊重する態度の涵養等を新たに追加・充実。
2. 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を推進するため、「第3章 学校給食を活用した食に関する指導」を新設し、栄養教諭の役割を明記。
また、栄養教諭が食に関する実践的な指導を行う場合は、地場産物の活用等の創意工夫を行うことや、校長が「食に関する指導の全体的な計画」を策定することを規定。

学校給食の水準及び衛生管理確保のための全国基準の法制化

必要な栄養量をはじめ学校給食を適切に実施するための「学校給食実施基準」や 適切な衛生管理を図るための「学校給食衛生管理基準」を維持されることが望ましい基準として、文部科学大臣が定めるよう規定。

施行日：平成21年4月1日